

専修大学社会科学研究所月報

No.207

1980. 11. 20

<研究ノート>

学校教育法の成立程過 I

はじめに

- I 学校教育法成立史に関する先行研究の概要
- II 憲法改正と学制改革
- III 教育刷新委員会の発足と学校教育法要綱案
- IV 教育刷新委員会の建議

次号掲載分

- V 学校教育法案（1月15日案）
- VI 学校教育法案（2月18日案）
- VII 各学校の「目標」規定の成立
- VIII 『毎日新聞』にスクープされた学校教育法案（スクープ案）
- IX 学校教育法の成立

佐々木 享

はじめに

六・三制とか六・三・三・四制と称される学校体系などのような、戦後日本の学校教育制度に関する基本的事項は学校教育法に定められている。この学校教育法の成立過程を調べるのが本稿の目的である。

戦後日本の教育制度は、その法制に着目して、ひと口に憲法・教育基本法体制といわれる。明治憲法が教育に関する何らの規定をふくまず、教育制度に関する主要な事項を勅令で定めていたのに対し、日本国憲法が教育を受ける国民の権利を明文をもって規定し、この憲法典の規定を具体化する教育のあり方の基本的事項——目的や基本的性格、教育行政のあり方等——が、しばしば準憲法的法律などといわれる教育基本法によって明文をもって示されているからである。この憲法、教育基本法をうけて——教育基本法第十一条は「この法律に掲げる諸条項を実

目 次

<研究ノート>

学校教育法の成立過程 I	佐々木 享	(1)
研究会報告		(24)
編集後記		(26)

施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。」としている——教育に関する各種の法律が制定されている。こうして、現代の教育制度の最も重要な構成部分である学校教育制度に関しては学校教育法が、また学校教育を中心とした地方教育行政に関しては地方教育行政の組織及び運営に関する法律（旧教育委員会法）等が制定されている。

現代日本の教育に対してもつ重要性にかんがみ、教育基本法に関する研究の進歩は著しく、その成立過程に関する実証的な研究もまた進んで¹⁾いる。ところが、この教育基本法成立史研究に対比してみると、学校教育法の成立過程に関する研究は、後述する数点がみられるだけで、内容的にも著しく遅れているといわざるを得ない。

学校教育法の過程に関する研究が遅れていると言っても、それが直ちに戦後日本の学制改革に関する研究の遅れを意味するわけではない。学校体系を例にとってみても、これをいわゆる単線型とすること、六・三の最初の九年間を単一の義務教育課程とすること、その上に三年制の高等学校と四年制の大学を積みあげること、初等・中等の教員養成は大学で実施することを原則とすることなどの基本的事項が、アメリカ教育使節団（第一次）への報告書を用意した日本側教育委員会での議論、アメリカ教育使節団報告書、これをうけて設置された教育刷新委員会における審議をとおして練り上げられたことなどについては、かなり詳細に明らかにされている。ここで注目しなくてはならぬことは、学校体系の基本的事項が決められたから²⁾といって、それだけで学校教育法という法典ができるわけではないことである。同じ学校体系を、いくつかの別個の法律で定めることも可能であるし——他国の例をみても、初等中等教育と高等教育とに関する事項を単一の法典に定めている例は多くはない——、現在われわれがみている学校教育法よりも簡略な体裁の法典によって学校体系を定めることもひとつの可能性としてはあり得た筈である。実際、学校教育法は、教育刷新委員会の建議を基礎としてとしているとはいえ、建議の文言のみでは予想し得ないような細目にわたる規定をふくんでいる。そして現実には、こうした細目にわたる文言が問題となることが少なくないのであるから、教育制度改革構想の成立過程といういわば大局的な流れのみでなく、個別的、具体的な規定をふくむ学校教育法という法典の成立過程を明らかにすることも、独自の意義をもつと考えられるのである。

学校教育法の成立過程を解明することは、筆者の当面の関心に照らしても必要なことであった。ここで詳細にふれるわけにはいかないし、またその必要もないことだが、戦前の中等程度の実業学校の教育が、戦後には高校教育つまり学校体系上の正規の中等教育の一環として位置づけられていることは、戦後学校体系の一つの重要な特色となっている。筆者はこの特色を、新しい中等教育である高校教育の「目的」を規定している学校教育法第四十一条の条文に注目しながら検討してきた³⁾。このような研究のすすめ方については、賛同も得られたが、疑問も出

された。しばしば提出された疑問の一つは、四十一条（高校教育の目的を規定している）に言及しながら、この条文といわば対をなしていると思われる四十二条（高校教育の目標を規定している）に説き及ばないのは不合理ではないかというものであった。もちろん筆者が四十一条の規定に注目してきたについては、それなりの理由があった。四十一条の規定の文言については、わが国の中等教育及び中等程度の実業教育の歴史的発展とその民主化へ向っての歩みなど、条文成立の背景としての歴史的事情がある程度知られており、また四十一条の規定がふくむ原理——高等普通教育と専門教育（又は職業教育、従来のことばでは実業教育）とをともに中等教育とみなすという原理——は、教育刷新委員会における審議とその集約である建議に示されていた。また他面、今日の高校教育を考える場合、四十一条の規定に凝縮された新しい中等教育の理念をその成立の事情に即して解明することは、ひじょうに重要な意味をもつと考えられたからである。

しかし四十二条の目標規定については、事情が違っている。成立の直接の由来をアメリカ教育使節団報告書や教育刷新委員会の建議に求めることができないなど、成立の事情が明らかでなかった。したがって、これまでの学校教育法の解説書は、この目標規定に明確な意義づけを与えているとはいえない⁴⁾状況にある。法律の解説としてではなく、教育学研究の独自の観点からする見解もないではないが⁵⁾、学界で一定の地歩を占めるに至ってはいないように思われるのである。筆者が、高校教育の「目標」（具体的には学校教育法第四十二条）についてたちいった見解を述べることをちゅうちょした理由の一つはここにあった。

「目標」規定の位置づけの曖昧さは高校教育（第四十二条）に限られるわけではなく、小学校（第十八条）、中学校（第三十六条）、幼稚園（第七十八条）のように、学校教育法に掲げられた「目標」規定のすべてに共通して指摘しうる問題点である⁶⁾。しかし現実には、学校教育法のこれら各学校の目標規定は、教育基本法や学校教育法の各学校の目的規定（第十七条、第三十五条、第四十一条、第七十七条）及び「学習指導要領」や「保育要領」「幼稚園教育要領」とともに教育課程編成や教科書編成に際して準拠すべきものとされている。したがって、これらの規定について研究を深めることは、今日の教育学研究の重要な課題のひとつとなっているといえる。近年、教育法学的研究が急速にすすむなかで、学校教育法の目標規定の意義に言及する論説もふえる傾向にある。そのなかには、学校教育法の目標規定は削除すべきではないかという主張や改正の必要があるのではないかという議論もふくまれている⁷⁾。

もちろん、法律（案）の成立過程が明らかになれば必然的に個々の条文の意義が解明されるというわけではないが、学校教育法の「目標」規定のような条文に関しては、成立の経過がわかればいわゆる立法者意志を解明することもある程度は可能となるのではないかと思われるのである。実際、これは筆者も最近になって気づいたことだが、幼稚園の目的規定（第七十七

条)と目標規定(第七十八条)の意義については、この立法に直接に関与した著者による研究があり、この評価をそのまま受け入れるかどうかは別としても、研究者がこれを見落しているように思われるのは、不可思議だというほかはない。この幼稚園の「目的」「目標」は別としても、これまでも、教育行政における事務配分の問題、あるいは特殊教育の位置づけの問題などを、学校教育法の条文の成立過程にそくして解明しようとしてきた研究が少くないことは、ある意味では当然のことであった。

筆者自身の従来からの関心は高校教育の目標規定(現行法の第四十二条)の成立過程にあるのだが、ここでは、問題をもう少し広げて、中等教育関係の条文の成立過程に焦点をしばりながら、学校教育法案成立過程の流れを概観しようと思う。

注

- 1) 最も詳細な、代表的な研究としては、鈴木英一『教育行政——戦後日本の教育改革・3』1970年東京大学出版会、をあげることができる。教育基本法研究の動向については、鈴木英一「教育基本法研究案内」、宗像誠也編『改訂新版・教育基本法』1975年、新評論、同『教育基本法文献選集別巻・資料教育基本法30年』1978年、学陽書房、兼子仁『教育法(新版)』1978年、有斐閣、などを参照。
- 2) その代表的なものとしては、鈴木英一、前掲書をふくむ『戦後教育改革』シリーズ全10巻、東京大学出版会、中島太郎『戦後日本教育制度成立史』1970年、岩崎学術出版社、などをあげることができる。
- 3) 拙著『高校教育論』1976年、大月書店、の「第三章 高校教育の目的について」、及び拙著『高校教育の展開』1979年、大月書店、の「第五章 高校教育の目的の二重性をめぐる問題」、を参照。
- 4) たとえば、有倉遼吉編『新版・教育法』(別冊法学セミナーNo.33)、1977年9月、日本評論社、144ページの解説(担当は神田修)にみられる曖昧さをみよ。
- 5) 梅根悟『増補・中等教育原理』1960年、誠文堂新光社、125~139ページ、同『中等教育課程』1953年、誠文堂新光社、128~142ページ、参照。
- 6) たとえば、有倉編、前掲書、129ページ(第十九条の解説、担当は平原春好)、141ページ(第三十六条の解説、担当は平原)、202ページ(第七十八条の解説、担当は深谷鏞作、村山祐一)をみよ。
- 7) 星野安三郎・山住正己・尾山宏監修『口語教育法』1974年、自由国民社、95、132、141、215ページ。牧証名・平原春好編著『教育法入門』1975年、学陽書房、86ページ。有倉遼吉編、前掲書、129ページ。
- 8) 坂元彦太郎『幼児教育の構造』1964年、フレーベル館、1~32ページ。
- 9) たとえば、古野博明「戦後教育立法と教育行政の事務配分」『北海道大学教育学部紀要』第26号1976年3月、同「学校教育法の過渡的性格に関する一考察」『北海道教育大学紀要』(第1部C)第28巻第2号、1978年2月。
- 10) 加藤康昭『盲教育史研究序説』1972年、東峰書房、91~109ページ、戦後障害児教育研究会・荒川勇編『学校教育法中の特殊教育関係規定について』1979年12月。

I 学校教育法成立史に関する先行研究の概要

まず、これまでの学校教育法成立史研究の概略を述べておこう。

学校教育法が制定・施行された3カ月後の1947年8月に、内藤誉三郎『学校教育法解説』が刊行されている。これは、文教当局者の手になる最初の解説書であるにとどまらず、著者がこの法律（案）作成に直接に関与してきた1人である点でも注目すべき書物である。

この書物の4ページ程の緒言のなかに同法成立の概略が述べられている。この書物以後の学校教育法の成立過程に関する最も詳細な研究は、今日のところ、仲新『日本現代教育史』（1969年）中のそれであるとされている。仲の著書にきびすを接するように中島太郎『戦後教育制度成立史』（1970年）が刊行され、ここでも学校教育法の成立過程が述べられているが、詳細さの点で仲の著書には及ばない。これ以後、学校教育法の成立過程に言及したこれまで知られている殆どすべての研究書は、その旨を明示したものとしなないものがあるにせよ、仲の研究に依拠し、言及するのを例としてきた。そこで筆者も、この仲の著書にふれることから始めなくてはならない。

仲が利用した「学校教育法案」としてのおもな資料は、「昭和二二年一月一七日文部省から閣議を求めて内閣総理大臣宛に提出した学校教育法案」（仲のいう「草案」¹⁾）、「三月七日の閣議で決定、その内容は当時の新聞にも発表された」と仲のいう「閣議案」²⁾と、議会に提出された政府原案とである。政府原案が無修正で成立したことは周知のところである。

他方、国立教育研究所所蔵の「戦後教育資料」のなかには、

「学校教育法要綱案（二一・一二・二四）」

「学校教育法要綱案に於ける問題点」

「学校教育法案（二二・一・一五）」

「学校教育法案」〔「22・3」の鉛筆による書き込みがある〕

「学校教育法案」〔「22・3・17」の鉛筆による書き込みがある〕

などがふくまれている。仲はこれらの資料を利用していないように思われる。山内太郎編『学校制度——戦後日本の教育改革5』（1972年）がこれら資料の存在にふれているが³⁾、制定の経過説明については、その大部分を仲の研究に依拠しているように思われる。「戦後教育資料」中の「学校教育法案」関係の資料を利用した最初の研究は古野のそれなのかもしれない⁴⁾。

また、加藤の研究（1972年）は、執筆当時一般には知られていなかった「学校教育法案」の2月18日案に言及している点でも注目すべきものであるが、そこで利用された「1月15日案」⁵⁾や「2月18日案」は、坂元彦太郎の論文⁶⁾に部分的に引用されていたものであった。ついでに言えば、加藤の著書は、この坂元論文「学校教育法成立の前後」に言及した最初の研究書であっ

たように思われる。

その後（1978年3月17日および4月22日）、筆者が寺崎昌男とともに、1946年から47年にかけて文部省学校教育局青少年課長の職にあった坂元彦太郎氏につき聴きとり調査などをしたところ、「学校教育法案（二二・一・一五）」、「学校教育法案（二二・二・一八）」などのプリント資料が発見された。「など」と言ったのは、このほかに幼稚園の「目標」規定に関する鉛筆書きの草稿、「学校教育法案」に鉛筆書き込みのあるプリントなどがふくまれていたからである。これらについて1、2の特徴を言えば、1月15日案のプリントは、「戦後教育資料」中のものと字体は異なるが内容は同じもので、仲の利用した1月17日案と殆ど同文である。

この「2月18日案」は、さきに加藤が言及したものと同一のものと思われる。1月17日案と2月18日案とでは、小学校、中学校、高等学校、幼稚園について「目標」規定が加えられたことをふくめて、いくつかの重要な変化がみられる。この2月18日案と制定された法律との間にはなお幾つかの相違があるが、内藤が「漸く二月十八日総司令部との間に要綱案が確定した」と⁷⁾いっているのは、この2月18日案をさしているのかもしれない。

仲は、文部省が学校教育法の草案を「順次発表した」かのように述べているが、⁸⁾このような事実はなかったと思われる。後述するように文部省は学校教育法の草案を教育刷新委員会にさえ提示しなかったのであり、新聞に出た草案はスクープされたものである。また、3月5日付の毎日新聞にスクープされた案を3月7日の閣議にかけられた案であるかの如くに述べている⁹⁾点にも疑問がある。日高第四郎学校教育局長は、47年3月14日の教育刷新委員会における発言のなかで、新聞に出ていたのは「前の案でありまして、最近の案ではございません。大体の骨組は同じでありますけれども、言葉の表現その他は大分変わっております」と述べている¹⁰⁾。仲は、3月5日付新聞にスクープされた案を閣議案として扱っている¹¹⁾ので、おそらくはこれとの関係で、仲のいう「閣議案」は枢密院で修正が行われたとされている。しかし、坂元によれば、後述する一点を除いて、文部省の用意した最終的な学校教育法案が閣議で修正された事実はなく、また枢密院では何らの修正もなかったという。閣議や枢密院での修正の有無については、基本史料が公開されなければ判明しない問題であるが、ここでは少なくとも重要な疑問として提出しておきたい。

学校教育法案が教育刷新委員会の建議（1947年12月27日）の後に準備されはじめたかのような理解も正確ではなく、この点については後述する。

こうして、仲の著書は、利用し得た資料という点でも、今日の段階では不十分なものであり、したがってその記述のある部分については、訂正を要するようと思われるのである。かく言う筆者も、『高校教育論』（1976年）において高校教育の目的を吟味した際に学校教育法第四十一条の成立過程を主として仲の著書に依拠して述べた（74ページ以下）ことがある。そこで述

べたことの論旨そのものに訂正の必要はないように思うが、「閣議案」が枢密院で修正されたと述べている等学校教育法案が成立するまでの事実経過を述べた部分については若干の訂正を必要としているわけである。

注

- 1) 仲新『日本現代教育史』1969年、第一法規出版、226ページ。
- 2) 同上書、239ページ。
- 3) 山内太郎編『学校制度——戦後日本の教育改革5』1972年、東京大学出版会、53、191ページ。
- 4) 前節の注(9)を参照。
- 5) 前節の注(10)を参照。
- 6) 坂元彦太郎「学校教育法成立の前後」『児童心理と精神衛生』第5巻第4号、1955年11月。
- 7) 内藤誉三郎『学校教育法解説』1947年、ひかり出版社、緒言2ページ。
- 8) 仲、前掲書、226ページ。
- 9) 同上書、239ページ。
- 10) 『教育刷新委員会総会議事録』第27回総会(1947年3月14日)(野間教育研究所所蔵)
- 11) 仲、前掲書、244ページ。

II 憲法改正と学制改革

教育基本法案は1946年9月頃から教育刷新委員会で審議が始められ、これに呼応して文部省内でも準備の始められたことが知られている。¹⁾学校教育法案はいつ頃から準備され始めたのだろうか。教育基本法が公布・施行されたのは1947年3月31日、学校教育法が公布されたのは同じく47年3月31日、施行日は翌4月1日である。学校教育法はいわば教育基本法の下位法の一つだとは言え、教育基本法ができてから後につくられたものでないことは言うまでもない。

東大法学部教授のまま文部省大臣官房審議室の参事事務取扱という肩書で当時の文部省の立法活動に参画・指導した田中二郎は、学校教育法の成立直後、雑誌『法律時報』に寄せた論文のなかで、学校教育法は、「六・三・三・四の学制を法制化したもの」であり、「従来勅令で定められた各学校令を一つの法律に纏めあげ、学校制度の内容に重大な改革を加えただけでなく、教育行政についても、従来の中央集権的な画一的形式主義の弊を改め、地方の実情に即して個性の発展を期するため、地方分権の方向を明確にし、私立学校に対する行政裁量による監督を改め法規監督とする等、新たな方向をとった注目すべき立法」²⁾であると述べた。ここに述べられているように、学校教育法は広範多彩な内容をふくんでいるので、その特徴をひと口に言うことは難しい。従来の法制との形式的対比からみても、これまでの各学校に関する個別の勅令を一つの法典にまとめているのだから、これだけとってみても、たいへんな内容をふくんでいることがわかる。実際、学校教育法の制定に伴って次の20の法律と勅令が廃止されたのである(学校教育法第九十四条)。

公立学校職員年功加俸国庫補助法

現役国民学校職員俸給費国庫補助法

現役青年学校職員俸給費国庫補助法

青年学校教育費国庫補助法

国民学校令

青年学校令

中等学校令

師範教育令

専門学校令

高等学校令

大学令

盲学校及聾啞学校令

幼稚園令

私立学校令

教員免許令

学位令

国立総合大学等の名誉教授に関する勅令

水産講習所の名誉教授に関する勅令

高等商船学校の名誉教授に関する勅令

坂元彦太郎は、学校教育法の「原案の起草が問題になりだしたのは、その（1946年の——引用者）10月ごろからであった」と書いているが、後述する³⁾ように、少なくとも議論はそれ以前から始められていたと思われる。事実経過を述べる前に、学校教育法案の作成が課題となってきた背景の概略を述べておきたい。

敗戦直後から、各政党や民間人のあいだで憲法改正草案が議論されはじめるが、この動きに直接、間接に関連しながら、学制改革も検討され始めた。しかし、戦後教育改革の最も重要な出発点となったものが、1946年3月31日に連合軍総司令部に提出され、4月7日に公表された（第一次の）「米国教育使節団報告書」であったことは周知のところである。そして、この報告書の作成に先だって同使節団へ手交された日本側教育委員会の報告書が重要な影響を与えたことも、今日では学界の定説となっていると言ってよい。

教育改革を勧告した米国教育使節団報告書は、戦後日本の教育改革の出発点となったが、学制改革の作業は直接にこの報告書を土台にすすめられたわけではなかった。日本側は、前記の米国教育使節団に協力するために組織された日本教育委員会のメンバーを中心として内閣総理大臣の諮問機関として教育刷新委員会を組織し、教育刷新委員会が、独自の観点から教育改革

案の検討をすすめたのであった。教育基本法案や学校教育法案などの基礎となる学制改革構想は、米国教育使節団報告書に重要な示唆を得ているとはいえ、日本側の独自の観点から作成されたものであった。これは、今日では学界の定説になっていると言ってよい。以下に、その事実経過の概略を追ってみよう。

学制改革の基本方針は、当然のことながら、憲法改正の動きと関連しあっていた。ここでは憲法改正の経過については立ち入らないが、政府が1946年3月6日に発表した「憲法改正草案要綱」には、「国民ハ凡テ研究ノ自由ヲ保障セラルルコト」(二一)、「国民ハ凡テ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ能力ニ応ジ均シク教育ヲ受クルノ権利ヲ有スルコトノ国民ハ凡テ其ノ保護ニ係ル児童ヲシテ初等教育ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フモノトシ其ノ教育ハ無償タルコト」(二四)という条項がふくまれていたことには注目しておきたい。政府はこの憲法改正草案要綱を基礎として条文化の作業をすすめ、4月17日には、平仮名まじりの口語体で条文化された「改正草案」を発表した。前記2項は、「第三章 国民の権利及び義務」のなかの次の条文となった。

第二十一条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、その保護する児童に初等教育を受けさせる義務を負う。初等教育は、これを無償とする。

国民の教育を受ける権利を憲法典の上でも確認し、義務教育に関する規定をもり込んだところに重要な特徴があった。政府は、この草案を枢密院の審議にかけたのち、46年6月20日に、「大日本帝国憲法改正案」として第90回帝国議会に提出した。

「憲法改正草案要綱」の発表は米国教育使節団報告に先だっており、改正草案は「草案要綱」を殆んどそのまま条文化したものと言えるから、ここには米国教育使節団報告書の影響を認めることはできない。

ここで憲法改正の審議過程に立ち入るつもりはないが、政府原案の「児童に初等教育を受けさせる義務を負う」という部分がもしそのまま通過してしまったとしたら、「児童」や「初等教育」ということばの解釈如何にもよるが、従来の伝統的な解釈に立つとすれば、学制改革をすすめるについて重要な障害となる可能性があったことは指摘しておかなくてはならない。戦後教育改革の結果として創設された新制中学校は中等教育とみなされているから、政府原案のままでは、少なくとも中等教育としての中学校教育を義務教育とすることは不可能となる筈であった。新制中学校の教育を初等教育とみなすのであれば、新制中学校教育を義務化することはできないわけではないが、そうすると中学校教育は、今日われわれれがみるものとはかなり異った様相をもつものとなったであろうことが推測される。同様のことは「児童」という呼称

についても指摘できる。1900年のいわゆる第3次小学校令以来、教育法制上、小学校の場合のみ「児童」と呼び、中等程度の諸学校では「生徒」と呼んできたからである。⁴⁾戦前、小学校(1941年からは国民学校)の高等科については児童と呼んできたが、それは、小学校高等科の教育がけっして中等教育ではないことのあかしの役割を果していた。

こうした点からみると、少なくとも憲法改正草案を準備していた時期には、政府部内には六・三制のような構想はまだ生まれていなかったものと思われる。

上述のように、草案のまま六・三制を構想し、9年間の教育を義務制とすることは不可能ではない。しかしこの場合の「三」は小学校(国民学校)高等科がそうであったように「初等教育」であり、そこで学ぶ者は「生徒」ではなく「児童」と呼ばれることになる。そうなれば、初等教育の上の部分と中等教育との併存、つまり複線型の学校体系が温存される可能性があったのである。

結果をさきまわりしていえば、ここでの問題の部分は、衆議院において、「児童」は「子女」に、「初等教育」は「普通教育」にそれぞれ修正され、第三項の「初等教育」は「義務教育」と修正された。衆議院本会議が修正をふくむ憲法改正案を可決したのは8月24日、教育刷新委員会が発足する以前であった。この修正の経過は、赤塚康雄の努力でかなり詳細に明らかにされている。⁵⁾経過の詳細は赤塚の著書にゆずるほかないが、この条項の修正に熱意をこめて努力したのは教育関係者とりわけ青年学校の関係者であったこと、この修正に関してはかなり広範な国民の支持があったことなどは銘記されるべきであろう。

教育刷新委員会の官制が公布されたのが8月10日、第1回総会が開催されたのは9月9日であり、憲法改正案はなお貴族院で審議中であったが、教育改革に関係してくるような憲法上の枠組みは大筋において固まりつつあったとみてよいであろう。

これよりさき、占領開始後直ちに教育における国家主義、軍国主義の排除に関する一連の施策が実施されていた。同時に、1939年以来、男子についてのみだが18歳まで青年学校への就学が義務化されていたこと、戦時特別措置で延期されたとはいえ1941年の国民学校令が高等科2年までの就学を義務化していたことなどの事情もあって、とりわけ国民学校初等科に続く学校体系のあり方については、民間のあいだでも文部省内でも敗戦直後から、いくつかの改革構想が吟味されていた。⁶⁾こうしたなかで米国教育使節団報告書の勧告が出され、憲法改正の動きがはじまると、民間でも文部省内でも、学制改革はこれまで幾度か行なわれてきたような部分的な手直しではなく、抜本的再編をめざすものでなければならぬという自覚が強まってきた。

憲法改正草案が帝国議会にかけられていた46年7月頃には、すでに、教育に関する法令がすべて勅令で定められていること自体が憲法草案に低触すること、それをしばらくおくとしても、大学令、高等学校令、専門学校令、師範教育令、中等学校令、青年学校令、国民学校令の各目

的規定をはじめとする少なからぬ条文が直接に憲法草案に低触することが自覚化されていた。⁷⁾
この面からも、学校制度に関する新たな法律を準備することは急がれていたということができ
る。

注

- 1) 鈴木英一『教育行政——戦後日本の教育改革3』，前掲，213ページ以下。
- 2) 田中二郎「教育改革立法の動向（二・完）」『法律時報』第19巻第6号，1947年7月，15ページ。
- 3) 坂元彦太郎「学校教育法成立の前後」，前掲誌，52ページ。
- 4) 佐藤秀夫「明治期における小学校観の成立」，野間教育研究所紀要第27集『学校観の史的研究』
1972年，137ページ。
- 5) 赤塚康雄『新制中学校成立史研究』1978年，明治図書，119～156ページ。なお，憲法改正草案の
条文の具体的，個別的修正作業は，衆議院に設けられた帝国憲法改正案委員会のもとに設置され
た小委員会ですすめられたが，この小委員会の議事録が今日なお公開されていないところに研究
上の困難がある。
- 6) 山内太郎編，前掲書，227～232ページ。
- 7) 鈴木英一，前掲書，336～339ページ。

Ⅲ 教育刷新委員会の発足と学校教育法要綱案

教育刷新委員会は，1946年9月7日に第1回総会を開いてから，毎週1回総会を開いた。ま
た，いくつかの特別委員会を設けてこれを総会に並行して開くなど，教育改革構想を精力的に
審議した。学校教育法案に直接に関連する事項は，第二特別委員会（下級学校体系に関する事
項），第五特別委員会（上級学校体系に関する事項）で審議された。ただし，「教育基本法制
定」を審議するために第一特別委員会が設けられたのとは異なって，直接に学校教育法の制定
を準備するための特別委員会は設けられなかった。審議事項からみれば，第三特別委員会（教
育行政に関する事項，教育委員会法制定），第四特別委員会（私立学校に関する事項），第八
特別委員会（教員養成及教員資格に関する事項）などの審議も学校教育法案の作成に関連して
いたが，これら特別委の審議の詳細は，今日なお明らかでない。いずれにせよ，ここでは，学
校教育法の立案・審議のための特別委員会は設けられなかったことを確認しておきたい。

教育刷新委員会が学校体系の改革案を46年12月27日に内閣に建議するに至るまでの総会や特
別委員会における審議経過の概略は，すでに明らかにされている。¹⁾これによると，例えば，後
に新制中学校としてまとめられるものについては，第二特別委員会の第6回特別委員会（10月
18日）において，総会に報告すべき「中間報告」がつぎのようにまとめられていたことがわか
る。

国民学校初等科に続く教育機関

- 1 修業年限三年の中学校を置くこと

- 2 右の中学校は全日制，男女共学，義務制とすること
- 3 昭和二十二年四月より第一学年生を入学させること
- 4 校舎は原則として独立のものであること
- 5 校長及び教職員は専任者を置くこと
- 6 各市町村に設置すること

六・三制は米国教育使節団報告書が示唆したことであったが，この段階において，独立校舎，専任教職員による3年制の中学校を設けること，これを義務制とすることなどの方針は，ほぼ固まるとみることができる。

学校教育法に高等学校としてまとめられる部分については，第十三回第二特別委員会（11月15日）において，中学校に続く教育機関は一本化することとして，

- 1 三年制の高等学校を設ける。但し四年制，五年制のものも認める
- 2 高等学校には全日制と定時制のものもある
- 3 高等学校は必ずしも男女共学でなくてよい
- 4 高等学校は普通教育並に専門教育を行う
- 5 男女十八歳未満の者は一カ年一定時間の普通教育を受けるものとする

という原案がまとめられている。この原案はほぼそのまま，12月27日の総会で採択されて同日建議された。ただしこの第5項については議論が多く，第16回総会（12月20日）において1票差（17対15，委員長は後者支持）で採用されたものであった。

他の教育機関についての審議の動向を紹介することは省略するが，文部省事務当局は，こうした教育刷新委員会の審議の動向をみ守りながら，学校教育法案の作成作業をすすめたものと思われるのだが，その詳細は今日なお明らかではない。学校教育法案が文部省内でいつ頃から議論され，準備されはじめたのかも一つの問題点となろう。

当時学校教育局長の職にあった日高第四郎のノートの記述についてみると，学校教育法に関する打合せが行なわれたとする最初の日付は1946年8月7日であって，次のように記されている²⁾。

8. 7 (水)

03.00—5.30 学校教育法についての会議

このノートは，ここにみるように極めて簡略な記述のみで，会合の内容に関する記述はみられない。学校教育法案についての会合は，以後，8月8日，8月13日，8月15日，8月19日，8月29日，10月2日，10月5日，10月7日，10月21日，12月17日とかなり頻繁に行なわれていたことがわかる。（もちろんこれは，日高が直接に関係した会合のみであろうから，これが学校教育法の準備に関する会合のすべてをあげているとは言えないであろう。）またこのノートには，学校体系に関する法律案としては「学校教育法」の名が見えるのみで，他の名称は見ら

れないから、文部省当局者は、かなり早くから、戦後日本の学校体系を「学校教育法」というただ一つの法律によって規定する構想をいっていたことが推測される。なお上記の日付によると、学校教育法案準備のための打合せは、むしろ教育刷新委員会の審議開始以前に多く、9月には行なわれていない。あえて推測すれば、いったんは法案の骨格について議論をはじめたもの、教育刷新委員会の審議が始まってから後は、その帰趨をみ定めてからということになったのではなからうか。そして、審議の動向が新学制を翌47年から発足させるということになってきたのをみて、建議が出されてから法案作成に入るのでは間に合う筈はないから、教育刷新委員会（とくに各特別委員会）の意向が固まり始める10月頃から、より具体的な作業に入ったのではなからうか。実際、大臣官房審議室作成の「教育基本法制定に当って考慮すべき事項」（二一・九・二五）は、その冒頭に「学校教育法要綱案の作成」をあげ、検討事項として、「学校の種類と目的、入学資格、修業年限、設置廃止、設備、教師と学生生徒、教科内容、学校に対する助成、義務教育³⁾」をあげていたのであった。上のような推測は、法案作成の作業は10月頃から始められたとする坂元の発言ともある程度符合している。

学校教育法案の主たる起草者が誰であったかも興味ある問題の一つである。この点では日高ノートにみえる次のような記述が注目される。

10. 2 (水)

第一課長会議	{	根本法	審議
		学校教育法	} 学局, 稲田,
		法人法	
		身分法	田中, □□
		行政法	関口
		社会教育法	寺中

ここで「根本法」は「教育基本法」を指し「審議」とあるのは教育基本法の前案作成を担当していた審議室を指すものと思われる。これとの類推でいえば、「学校教育法」と「(学校)法人法」とは、学校教育局、とりわけ稲田清助(46年8月27日から47年2月15日までは学校教育局次長の職にあった)が担当していたことを指すのではなからうか。同様に、「(教員)身分法」は、審議室参事事務取扱(東大教授)の田中二郎と他の1名、「(教育)行政法」(のちの教育委員会法か?)は関口隆克(46年9月3日から同年12月3日まで審議室長の職にあった)、社会教育法は寺中作雄(当時、社会教育局社会教育課長)がそれぞれ担当していたことをさすのではなからうか。

そうだとすれば、広範多岐にわたる事項をふくむ学校教育法案の作成を局をあげての担当の仕事とし、主たる担当者として稲田次長をあげていることは首肯できる。しかし他方、坂元彦

太郎はのちに、「学校教育法の原案の、全体の骨子を書いたのは内藤誉三郎氏（当時、文書課の事務官、二十二年はじめには学校教育局庶務課長になり、現在——1955年のこと、引用者注——は社会教育局長）であり、そのうち初等中等教育や特殊教育の内容的方面に関する原案は私が受持つことになった」と書いて⁴⁾いるので、なお、検討の余地が残されて⁵⁾いる。

ともあれ、日本国憲法は46年11月3日に公布され、翌47年5月3日に施行されることが確定した。当然に新憲法の施行に伴う法律の制定、改廃の準備は急がれた。ほぼ同じ頃、教育刷新委員会の大勢は学制改革を翌年4月から実施することに固まりつつあった。日高第四郎のノートには次のような記述がみえる。

12. 17 (火)

4. 30——省議。

次官会議——92ギ会、①法律案の件名、要項ヲ12・27日迄 ②1月15日ニ法律案ヲ内閣に審ヲウケル ③□□□□緊急ノモノノ他ミトメナイ ④議会ニ出スモノハ閣議デ決定 基法、学教法、教□□法、教身分法、社会教育法、学校法人法、等

これは、12月17日に開催された省議において報告された次官会議の決定事項のメモであろうと推測される。日本国憲法施行を目前にしたさいごの第92回帝国議会（当初に予定された会期は1946年12月28日—47年3月27日）に政府が提出すべき法律案についての政府の取扱い日程の方針なのであろう。学制改革についての教刷委の審議は、大勢は定まりつつあったというもの、最終的な総会での採択には至っていないし、ましてまだ建議されてはいなかった。こういう状況のもとで、議会に提案する法律案の「件名、要項（要綱か——引用者）」は12月27日までに提出し、法律案は1月15日までに「内閣」（法制局のことか）の審議を受けることが求められていたものと思われる。ことは急を要していた。

こうした緊迫した状況のもとでまとめられたのが、「学校教育法要綱案（二一・一二・二四）」（以下たんに要綱案という）であったと思われる。この要綱案は、「第一章総則」（一～九）、「第二章 小学校」（十～三十五）、「第三章 中学校」（三十六～五十）、「第四章 高等学校」（五十一～七十）、「第五章 大学及大学院」（七十一～九十七）、「第六章 盲学校及聾啞学校」（九十八～一〇八）、「第七章 養護学校」（一〇九～一一〇）、「第八章 幼稚園」（一一一～一一四）、「第九章 雑則」（^{マフ}百十五～百二十一）、「第十章罰則」（百二十二～百二十五）。「附則 百二十六～百二十八」から構成されている。

この要綱案に、学校教育法案に関する今日知られている最初の最もまとまった構想をみることが出来る。中学校と高等学校の部分は次のとおりであった。

第三章 中学校

三十六 目的

中学校は高等普通教育を施すことを目的とする

三十七 修業年限

中学校の修業年限は三年とする

三十八 教科

中学校の教科は国語科社会科数学科理科体育科音楽科美術科及実業科とする

三十九 教科用図書その他

中学校の教科用図書については小学校の規定を準用する

四十

中学校の教則、編成及設備は命令の定めるところによる

四十一 就学

保護者は子女が小学校を卒業した日の翌日以後に於ける最初の学年の始めより満十五歳に達した日の属する学年の終りまで之を中学校又は中学校の課程に準ずる教育を行ふ盲学校聾啞学校又は養護学校に就学させる義務を負ふ

前項の規定に依って就学せしめらるべき子女は中学校学令子女と称する以下同じ

四十二

就学義務免除就学援助、出席停止については小学校の規定を準用する

四十三 職員

中学校には、学校長、教師及び事務職員を置くことを要する

前項の職員の職務については小学校職員規定を準用する

四十四

学校長及び教師は中学校教員免許状を有する者でなければならぬ

四十五

中学校教員免許状は中学校教師の試験に合格した者に地方長官が之を授与する

前項の試験に関し必要な事項は命令の定める規準に従ひ地方長官が之を定める

四十六

中学校教員免許状の失効及び褫奪については小学校の規定を準用する

四十七 設置

中学校の設置については小学校の規定を準用する

四十八 経費負担

公立中学校の経費負担については小学校の規定を準用する

四十九 管理及監督

公立中等^マ学校の管理及監督については小学校の規定を準用する

五十 中学校教育委員

中学校教育委員については小学校の規定を準用する

第四章 高等学校

五十一 目的

高等学校は高等の普通教育並びに専門教育を完成することを以て目的とする

五十二 組織その他

高等学校の種類，学科は命令の定めるところによる

五十三

高等学校には夜間に於て授業を行ふ課程又は定時制の課程を置き若くは之のみ置くことが出来る

五十四

高等学校には専攻科を置くことが出来る

専攻科に関する事項は命令の定めるところによる

五十五 修業年限

高等学校の修業年限は三年とする但し四年又は五年とすることを妨げない

五十六

専攻科の修業年限は一年とする

五十七 設備編成その他

高等学校の設備，編成，学科目及其の程度，生徒の入学，退学，転学，卒業及懲戒に関する事項は命令の定めるところによる

五十八 入学資格

高等学校に入学することの出来る者は中学校を卒業した者及び之に準ずる学校を卒業した者とする

五十九 就学

保護者は子女が中学校を卒業した日の翌日以後に於ける最初の学年の始めより満十八歳に達した日の属する学年の終り迄之を一年を通じて二百十時間以上普通教育を高等学校又はこの高等学校に準ずる課程を有する盲学校，聾啞学校又は養護学校に就学させる義務を負ふ

六十

就学の義務免除については小学校の規定を準用する

六十一

高等学校の義務就学援助出席停止については小学校の規定を準用する

六十二 職員

高等学校には学校長、教師及び事務職員を置く

前項の職員の職務については小学校の規定を準用する

六十三

学校長及び教師の資格に関する事項は命令の定めるところによる

六十四 設置

市町村は定時制高等学校学令子女を就学させるに必要な定時制高等学校を設置する義務を有する

六十五

定時制高等学校の設置については小学校の規定を準用する

六十六

私人が高等学校を設置しようとするときは法令の定めるところにより学校法人を□□地方長官の認可を受けることを要する。但し私人が定時制高等学校を設置せんとするときは地方長官の認可を受けることを要するが必ずしも財団法人たるを要しない

この要綱案は、見出しの題目のついている条項とつかない条項とがあって不統一であり、句読点や送りがなの整頓されていないものが目立つなど不完全なものであった。条文化の過程で多くの修正加除が行なわれることになるが、しかし、3カ月後に学校教育法としてまとめられるについての事項の大部分は出されているとみられる。この要綱案についての研究は別の機会に譲り、主として形式面からみた1、2の論点だけを指摘しておこう。

翌1947年3月に成立した学校教育法（ここでは以下これをたんに学校教育法という）の第三章中学校が三十五条から四十条までの6か条に過ぎないのに、要綱案がか14か条を費しているのは、主として準用規定が整理されていないことによる。これにたいして、学校教育法の第四章高等学校が四十一条から五十一条までの11か条に過ぎないのに、要綱案が19か条にわたっているのは、準用規定が整理されていないことによるよりは、教育刷新委員会（とくに第二特別委員会）の意向を受けて18歳までの一定時間の義務就学に関する規定をふくんでいるからである。他方、まもなく最終的にまとめられることが予想されていた教育刷新委員会の建議に対比してみると、まず、教科の扱い、就学に関する事項など建議にはみられない詳細な事項の盛り込まれていることが注目される。これらのうちには、

十六 前項の規定によって就学せしめるべき子女（小学校学齢子女と称する、以下同じ）であって身心の正常でないため、小学校の課程に準ずる盲学校、聾啞学校又は養護学校にも就学することの出来ない学齢子女の保護者に対しては、市町村長の申請により地方

長官は児童鑑別所の鑑定に基き前項に定する保護者の義務を免除することが出来る
都道府県は児童鑑別所を設けることを要する，児童鑑別所については命令の定めるところによる

〔四十二によって中学校に，六十によって高等学校に準用される〕

にみられるように，親にたいする就学義務免除など後に問題を残す条項（学校教育法では第二十三条となり，中学校に準用される）もふくまれている。他方，建議にみられる男女共学に関する事項は要綱案には（のちの学校教育法にも）みられない。ただしこれは，男女共学の原則を軽視したことを意味するのではなく，男女別学とか，男子のみのためあるいは女子のみのための条項を設けないことを通して趣旨の実現をはかったもののように思われる。また，ややたち入ったことを言えば，「目的」のキーワードが学校教育法（中学校は「中等普通教育」，高等学校は「高等普通教育及専門教育」）と異なっていることに注目しておきたい。

この点について一言すれば，これまでの教育学および教育行政では中等教育の目的は「高等普通教育」という用語をもって表現するのをならいとしてきたから，中学校と高等学校とをとともに中等教育として位置づける以上は，同じ「高等普通教育」という用語によって中学校と高等学校の目的を表現したのは当然であったが，したがってこれを使い分けるところに苦心があったと考えられる。学校教育法の「目標」に相当する条項がみられない（これは小学校，幼稚園についても同じ）ことにも注目しておきたい。

なおここで，義務制の期間（それは内容にも関係するのだが）についても一言しておきたい。要綱案は，厳密には，中学校教育を修了させることを義務づけているのではなく，小学校卒業後満15歳になった学年のおわりまでの期間，中学校教育を受けさせることを義務づけることとしているからである。小学校入学後，あるいは中学校入学後に何らかの事情で原級留置（いわゆる落第など）があれば，中学校3年生にならぬうちに満15歳に達することはあり得るが，この要綱案はその満15歳になった時の学年末までの教育を受けさせることをもって義務教育が終ることを意味している（この方式は，そのまま学校教育法となった）。この方式は，別に審議⁶⁾されていた教育基本法案が，たとえば11月29日に提示された案において，「国民は，法律の定めるところにより，その保護監督する子女に，満六歳より満十五歳まで九ヶ年の普通教育を受けさせる義務を負うこと」としていたことに対応しているのである。年令をもって義務教育期間を示す方式を年令主義と称し，義務教育を受けるべき年数を示す方式を年数主義と称することがあるが，これに従えば，1月15日案までの教育基本法案は年数主義と年令主義とを併用していたが，1月30日案⁷⁾以後，そして最終的に成文化された教育基本法は年数主義を採用しているといえることができる。これに対して，学校教育法は，要綱案以降年令主義（のみ）で一貫しているといえることができる。

なお、戦前においては、大学を除く各学校の教科科目やその細目を法令で規定することを通して、国家が教育活動の内容にまで干渉することを著しい特色としてきたことが知られているが、要綱案では、小学校、中学校については教科名を法律に掲げ、その細目を命令に譲り、高校についても学科（の事項）を同じく命令に譲るなど、戦前法制の特色を残していることが注目される。

また、高等学校の学校体系上の位置づけに関しては、大学の入学資格をどう定めるかが問題となるが、要綱案にはつぎのように記されている。

入学資格

七十八 大学に入学することの出来るものは命令の定めるところにより高等学校卒業程度の学力ある者とする

この規定は、「中学校を卒業した者」を高等学校の入学資格の基準としている「五十八」のそれとは異なって、「卒業程度の学力ある者」を基準としているところに特徴がある。

ところで、「戦後教育資料」の中の、上記「学校教育法要綱案」の綴り込まれた資料には、他に「学校教育法要綱案に於ける問題点」と題したタイプ刷りのプリント（以下、「問題点」という）が一枚ふくまれている。この綴りの表紙には「21, 12, 24」という書き込みがある。「問題点」のプリントには日付はないが、内容からみて後述の1月15日案より前のものであると推定される。

簡単なものであるし、大部分が中等教育にも関係する事項なので、次に全文を紹介しておく。

学校教育法要綱案に於ける問題点

○教員について

- 1 小学校又は中学校の教員は一定の免許状を有することを要するとするか或は大学等の一定の資格を要するとするか
- 2 小学校教員免許状と中学校教員免許状とを別個のものとするかどうか
- 3 高等学校、盲学校、聾啞学校又は養護学校の教員の免許状又は資格はどうするか

○教科書について

- 1 小学校又は中学校の教科書は、国定とするか、地方長官の検定による教科書とするか或は当分の間国定とするか、
- 2 高等学校の教科書についても右と同様の問題がある

○高等学校

- 1 定時制高等学校に於ける授業時間数は各学年二百十時間以上とするか
- 2 高等学校は地方長官の監督に属するとするか

○大学入学資格

- 1 大学に入学することの出来る者は高等学校卒業程度の学力試験に合格したものとするか

○通信教育

- 1 高等学校及び大学に於て通信による教育を行ふ施設を認め、所定試験に合格した者を当核学校卒業者と同様に取扱ふか

○実施期日

- 1 中学校は二十二年度より実施、高等学校は二十三年度より実施、高等学校に於ける普通教育の義務制は二十五年より実施、大学は二十四年度より実施することとするか
- 2 盲学校及聾啞学校並養護学校の義務制は二十三年度より実施するか

この直前の12月20日には、教育刷新委員会の総会が新制中学校を1947年度から発足させることを決議していた。これを実施するために緊急に決めなくてはならぬことの多かつたこと、そしてそのそれぞれについてたくさんの問題点をが自覚されていたことをこの資料は示唆している。

注

- 1) 山内太郎編，前掲書。
- 2) 「日高第四郎」の署名のある大学ノート。
国立教育研究所所蔵「戦後教育資料」
- 3) 鈴木英一『教育行政』，前掲，237ページ。
- 4) 坂元，前掲誌，52ページ。
- 5) 内藤誉三郎はのち、「虎の門余話」『日本教育新聞』1980年5月26日付のなかで、自分が学校教育法の準備を担当したが「これには安嶋弥（現・宮内庁東宮大夫）と岩間英太郎（現・国立競技場理事長）の両君が私の下で手伝ってくれた」と書いている。
- 6) 鈴木，前掲書，293ページ。
- 7) 同上書，303ページ。

Ⅳ 教育刷新委員会の建議

教育刷新委員会は、暮れも押しつまった1946年12月20日と27日の総会において、学制改革に関する建議を採択した。学校教育法案作成に直接に関係するのは、次の四つである。

- 一 国民学校初等科に続く教育機関について
(昭和21年12月20日第16回総会採択)
- 二 中学校に続くべき教育機関について
(昭和21年12月27日第17回総会採択)
- 三 高等学校に続く教育機関について
(昭和21年12月27日第17回総会採択)
- 四 教員養成について

(昭和21年12月27日第17回総会採択)

教育刷新委員会は、これらを、他の建議（「教育の理念及び教育基本法に関すること」、
「教育行政に関すること」）とともに46年12月27日に内閣総理大臣に建議している。形式面に
こだわっていえば、学校教育法案はこれら建議をうけてから作成準備にかかったということに
なるが、実質的な法案作成の準備がこれ以前から着手されていたことは既述のとおりである。

中学校と高等学校に関する建議は次のとおりであった。¹⁾

一 国民学校初等科に続く教育機関について

- 1 国民の基礎教育を拡充するため、修業年限を三カ年の中学校（仮称）を置くこと。
- 2 右の中学校は、義務制とすること、全日制とすること、男女共学にすること。
- 3 校舎は、独立校舎とすること。
- 4 校長及び教職員は、専任とすること。
- 5 各市町村に設置すること。
- 6 教育の機会均等の趣旨を徹底させるため、国民学校初等科に続く学校としては、右の
中学校のみとすること。
- 7 右の中学校制度は、昭和二二年四月から、これを実施すること。
- 8 右の実施に関しては、適当な経過的措置を講ずること。

二 中学校に続くべき教育機関について

- 1 三年制の高等学校（仮称）を設ける。但し、四年制五年制のものを設けても差支えない
こと。
- 2 右の高等学校には、全日制のものと定時制のものがあること。
- 3 右の高等学校は、必ずしも男女共学でなくてもよいこと。
- 4 右の高等学校は、普通教育並びに専門教育を行うものとする。
- 5 男女十八歳未満の者は、一カ年一定時間の普通教育を受けるものとする。

中学校に関する建議を、前述の10月18日段階の「中間報告」と対比してみると、まず、6、
8の2項目のつけ加えられたことが注目される。ことに6項は、「国民学校」（学校教育法で
は小学校となる）初等科に接続する学校を中学校唯一つとすること、喚言すれば複線型の学校
体系を認めないことを明示したものである。第1項の「国民の基礎教育を拡充するため」とい
う文句も新たな挿入である。「中間報告」の第4項（「建議」の第5項）にあった「原則とし
て」という字句を削除したことも重要な変化である。ここには、旧制の（当時まだ存在してい
た）青年学校の大部分が国民学校に併置され、独立校舎をもたなかったこと、国民学校高等科
の大部分が、国民学校初等科に併置されており、いわゆる単置制の高等国民学校（1941年以前
は高等小学校）が極めて小数であったことに鑑みて、校舎独立の原則を疑問の余地なく明示し

たものと思われる。第5項の校長教職員専任の原則についても同様のことが指摘できる。これは、高等学校に関しては、中学校の第3項、第4項に相当する事項がふくまれていないことから首肯できる。

高等学校に関する建議は、表現上の文字に関する修正がみられるのみで、11月15日にまとめられた原案とほぼ同様であった。

なお、教育刷新委員会は、同じ12月27日の第17回総会において「教育行政に関すること」と題した建議案を採択し、同日建議した。この建議の内容は学校教育法にも密接に関係してくるので、主要部分を紹介しておこう。

教育行政に関すること

一 教育行政は、左の点に留意して、根本的に刷新すること。

- 1 従来の官僚的画一主義と形式主義との是正。
- 2 教育における公正な民意の尊重。
- 3 教育の自主性の確保と教育行政の地方分権。
- 4 各級学校教育の間及び学校教育と社会教育の間の緊密化。
- 5 教育に関する研究調査の重視。
- 6 教育財政の整備。

二 右の方針にもとづき、教育行政は、なるべく一般地方行政より独立し且つ国民の自治による組織をもって行うこととし、そのために、市町村及び府県に公民の選挙による教育委員会を設けて教育に関する議決機関となし、教育委員会が教育総長（仮称）を選任してこれを執行の責任者とする制度を定めること。これらの機関は、一般に管内の学校行政及び社会教育を掌り、学校の設置、廃止、管理、教育内容、人事、教育財政等の権限を持つが、一般地方行政、特に地方財政と関係する点も深いから、実施に当っては円滑な運営を特に考慮すること。一般教育機関に関する事項については、府県単位では狭少にすぎるため、又各府県の間での教育内容、教育財政の不均衡を是正し人事の適正を図るため、数府県を一単位として、地方教育委員会及び教育研究所を設ける。（以下略）

教育刷新委員会の建議が出されると、それまでも少しずつ準備されていた学校教育法案の作成作業に拍車がかげられた。学校教育法案だけでなく、教育基本法案の作成をはじめ、47年4月の新学制発足に向け必要なあらゆる措置の準備がすすめられた。学校教育法案について言えば、前述の要綱案を基礎として、早くも1月15日付の条文案が作成された。この時期の様子を内藤は、「議会に提出すべき法律案は一月十五日迄に内閣法制局に要綱を提出することになっていた」ので、「正月の休暇も殆ど休まず、とにかく要綱を予定の期日に内閣に提出した」と書いて²⁾いる。この1月15日に提出したという要綱と「二二・一・一五」という日付の入った

条文(1月15日案)との関係、1月15日案と仲の紹介している1月17日付の案文との関係はいまのところ明らかでない。

これよりさき、文部省は47年4月からの6・3制新学制の発足を予定し、その三カ年計画の経費232億円のうち初年度分75億円を来年度予算に追加要求していたが、1月7日に至って大蔵省の省議は財政難を理由としてその全額を削減した。ここには、学制改革の早期実施に反対する政府の態度が現われていた。しかし、教育刷新委員会の全面的な支持と総司令部C・I・E³⁾の支援を後だてにして、文部省当局者は、「現在のところ同制度の実施を延期する考えはない」という日高等学校教育局長の談話を発表するなど、ひるまなかった。教育刷新委員会は、1月17日の総会で緊急に「六・三義務教育制度昭和二十二年度実施について」の建議を採択し、4月からの新学制実施を重ねて要望した。1月30日、吉田首相は政府部内の意志統一をはかるため、突然に田中耕太郎文相を更迭し、翌日、高橋誠一郎を任命した。文部省はひるむことなく、2月4日には、「所謂六・三制の中学校については相当の困難があっても、予定通り二十二年度から実施する決意をもって、必要な準備に目下極力努力中である」という学校教育局長⁴⁾声明を発表した。

同じ頃、激しいインフレのもとで生活防衛に立ち上った官公庁労組は急速に闘争態勢を盛り上げていた。1月15日には全官公庁労組共同闘争委員会が結成され、同委員会は18日には、2月1日午前零時を期して無期限ストに入るという声明を発表していた。激動の時期であった。

こうした激動の最中に次節に紹介する「学校教育法案(二二・一・一五)」がまとめられた。

注

1) 文部省『教育刷新審議会要覧』1952年6月、28～29ページ。

2) 内藤、前掲書、緒言1ページ。

3) 本稿の主たる課題ではないので、あまりたちいることはできないが、坂元彦太郎『教育の断層』1953年、学習文庫、329ページの記述には注目しておきたい。

「一番問題であるところの財政的な方面の裏付けに対しては、あの時の両氏(CIEのO氏、B氏——引用者注)はほとんど無力であった。日本側(というより文部省側か——引用者注)から見ればこの点だけが越えがたい困難なのに、CIEはこの方面の事情について理解と関心が不十分であった。あるいは、財政部門をつかさどっている部局から、何かくぎをさされているのではないか、と思ったくらいであった。CIE全体がむりやりに押し付けたとは、ほんとは言えないので、CIEのN局長などと田中大臣らとの首脳会議で最後の腹を決めるというので集った十二年正月の会議でも、N局長と田中大臣とは全く弱腰であって、その会合は結論が出ずうやむやになってしまった。全国に実施できないなら『部分的に』できる所だけで実施すればいいではないか、ということばが出たくらいである。」

4) この時期のできごとの記述については、諸書のあいだに若干の相違がある。最新刊の大田堯編『戦後日本教育史』(1978年、岩波書店)は、大蔵省省議が6・3制実施予算削減を決めたのは1月17日であり、同日に教刷委が「六・三義務教育制度昭和二十二年度実施について」を建議したとしている。他方建議本文につき私も引用している文部省『教育刷新審議会要覧』は、31ペー

ジに、

第二回建議事項^{(第一九回總會(一月一七日))}
_(昭和二十二年一月七日建議)

六・三義務教育制度昭和二十二年度実施について^(昭和二十二年一月一七日)_(第一九回總會採決)という矛盾をふくんだ記述をしている。ところが、山内太郎編『学校制度』(前掲書, 42ページ)は、大蔵省が六・三制実施予算の削減を決めた日と、教刷委が第二回建議をした日とをともに1月7日としている。他の資料からして、1946年の最初の教刷委總會は1月10日に開かれており、1月7日には教刷委は開かれていないとみられるので、私としては本文のような日付を採用した。